明治四十年三月十一日第三種郵便物認可（日刊）
明治四十年十二月十五日　京城新報　（日曜日）　第卅一號　（一）

京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月前金[illegible]▲三ヶ月前金[illegible]▲六ヶ月前金[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十錢
●陰暦 十一月十三日
發行兼編輯人 印刷人 山下英[illegible]
京城[illegible]門通
發行所 京城新報社 電話六六三

北老爺嶺大森林及雪中縱斷記（七）

黑衣仙

▲金よりも命　多のタラントが雪と氷の陣を布いて、その凡の險惡なる手に人の喉を扼まんず暴威を逞くする中を、怯めず臆せず毅然と進みゆくので有る、十二月四日ひねもす一天援を導く怪しの氣振を見せ、折にチラチラと六花を飛ばし、明くる五日の朝未起より、ムツと暖氣を催ほしが、果して出發前九時頃より綿の如き白雪の繽紛として降りしきり、凡そ晝頃まで休む樣子も見ねなかつた。

さて前にも有る通り、駄馬八頭を爬犂三臺に代ゆたもの、爬犂は石や木の株に引掛つて、時々横仆しに仆る恐れが有る、で之を直すに時間を費す事夥しい、夫れも喰な灌木樹の多い處ならまだしも、鍼葉樹の密生した所へ往くと、横仆しに成ると、頻繁さ爲めで、番互に手助を要する、後には餘り五月蠅いほど仆るるに氣がくさくして來る、大甸子から一里不足も歩くと大東溝と云ふ四五戸の村が見ね、此邊りから落葉松林に懸り、大東溝嶺を越えてからはづツと紅松・沙松・黄花松・扁檜、白檜などいふ鍼葉樹林に這入る、先づ此所迄は爬犂も左程の大した難儀も無いが、七個頂子嶺、大平山、頭道花園子と進むにつれて困難の度が増して來る、尤仕舞ひには到頭路幅の狹い爲に邪魔に成る立木を仆しながら路を通して行くと云ふ始末、之が爲に苦力の一人が斧を揮つて先導に立つ必要が有る、その困難と云つたら實に筆紙に盡くされぬ、後より續くものは兎に角、いかに金の爲だとは云へ、夜の十二時迄も一日歩き通しに歩いた上に、眞暗闇に斧を揮つて一本や二本の立木なら格別、時には尺廻も有る生木を何十本となく仆して行く苦力の、他事ながら其苦勞と云ふたらぞや辛らい事で有らう、思ひ遣るにつけても山東移民が各地に出稼して能く今日の成功を致した原因も亦、金の爲にはこの苦勞、この難儀に打勝つ丈の勇氣、不斷の勤勞と不撓の精神に在ると云ふ事が實に手に取る如に分る、彼は嘗て我征露軍に從つて種々樣々な事に出合ひ、隨分と艱難辛苦も嘗めたが、此度の如な目に遭つたのは初めてゝあると云つて零して居た、彼れ命より大切な金の爲であると思ねばこそ、彼は實に支那人で有る、殊にも山東人で有る、支那人を使ふものは此呼吸を呑込まねばならぬ、忽ち五十錢增してやると云ふ譯は掛つた、一圓增してやると云ふ幹が掛つた、否な自分は大車を一日傭う貸銀、大枚五圓を抛つても決して惜しくないと思うた、

困難は困難として、此日圖らずも何よりの好物が手に入つたので、一行の喜びは又非常であつた、それは外でもない二十二貫の餘も有らうかと云ふ、肥え太つて脊しつかり增つた一頭の猪を手に入れた事で有る、全体この猪──江戸兒の所謂山くじらは字を牡丹と云つて藥喰ひ……花病の噴出し想な者でさへ隱れても喰ひたい位の所へ、寒中は脊が增つて甘い上に、身軀の暖まると非常なものだ、それを圖らずも此山中で手に入れたといふ、其背の喜びは又格別、之れが即ち苦中自ら樂ありと、好くも言つたもので有る。

支那旅行談（上）

瀧本美夫君

▲支那の政治經濟概況　余は本年夏、支那に於ける重なる市場を觀察する所ありたるが今其所感の一端を茲に述ぶる所あらん、抑支那は表面と裏面とは全く正反對のこと多きに似たり上海、漢口等の開港場を始めとし其首府たる北京を見るに其市街道路は整然として宏壯なる建物を有し驚くべき偉觀を呈し居るが是れ重に開港場若しくは外國人寄留地のみにして支那人の住する市街は極めて汚穢臭氣紛々たり、北京は城壁を廻らし其宮殿亦壯大なれども宮殿を距る二三町に在る外國公使館附近の城壁には宮殿に向け砲門を据ゑたり其砲門の監督は米獨兵之に當り居れりと云ふ是れ支那政府が諸外國に對し北淸事件の如き非行を爲すが如き場合に之を使用せんが爲めの用意にして是れ畢竟支那政府が外國に對し威信なきを明證せる者と謂はざるべからず又余が上海にありし當時張之洞の意見として鐵道は國有ならざるべからず歐米にても其例尠なからず日本の如きも既に之を實行したりと新聞に掲載せるを見たるが支那は其利權回收の結果從來外人が權利を有せし澳漢鐵道の權利を回收し、又我が原口工學博士を聘して四川漢口間に國有鐵道を敷設するの計劃あり斯くの如く近來利權回收熱稍盛なりと雖ども元來支那にては資金甚だ缺乏せるを以て鑛令利權を回收すと雖も十分に經濟的發展を爲すは至難ならん從來支那は國として富めるに非ずと雖も其國民は富めりと思惟せられたるが實際支那に入りて實情を探究するに惡貨あれども良貨幣尠なく商取引は大抵物と貨物との取引にして貨幣の媒介を用ひず銀行の帳簿上にて之を決濟す故に鐵道其他の事業に於ては其内地に於て產せざる材料をば之を海外より輸入せざるべからず而して其買入を爲すには貨幣なかるべからず然るに支那は非常に貨幣に乏しき邦なるを以て支那に於て事業を起すは甚だ困難なり隨ひて今後支那が外人の手を藉らず自ら經濟的發展を爲すは覺束なしと謂はざるべからず、

▲支那の財政　支那の財政は支那人と雖も之を知悉せざるなり然るに目下戸部に於て其財政表を製作し居るとなれば早晩多少明なるに至らん而して其租税收入は銀塊、銅錢、米、草等にして純粹の貨幣租税に非ざるなり元來歐洲にて始て貨幣租税を行ひしは十二世紀頭にして十九世紀に至りて全く貨幣租税と爲るに至れり我が邦にて米の外に錢をも租税として徵收するに至りたるは鎌倉時代にして德川時代に至る迄貨幣と貨物とを併せ徵收せり故に支那が今後全く貨幣を以て租税の徵收を爲すには十分當局者の精勵を以てしても數十年の後なるを期せざるべからず若し現在の儘に放任する時は純然たる貨幣租税制度を確定するの日は甚だ遠からざるを得ざらん、

▲官制の缺點　支那の財政上大なる障礙を與ふるは官制の不備なるにあり支那の官吏には官員と吏員とあり官員は曩に科擧の法に依りたりしが今日は新學に依り之に任ずるに至れり吏員は我が邦の屬官に類したる者にして一般に云へば試驗を要せずして之を任用せり而して其の屬官は經承なる者之を雇傭し來り政府は經承に一定の經費を支拂ひ吏員は經承より其給料を受く故に經承は恰も買辨に似たる者なり而して經承を爲す時は相當の資產を作り得べしと云ふ是れ支那財政の基礎を紊亂する一原因たるを失はず又支那官吏の俸給を見るに極めて薄給なる者なり大淸會典に據れば在京文職八旗武職は一品官百八十兩とあり最低の者に至りては僅に一兩の者あり、尤も其外に養廉銀を賜はることとなり居れども最高の官吏にして年に僅に百八十兩の小額を以てして能く其面目を保つことを得べけんや、然るに支那の官吏は俸給の少額なるに反し富を爲せる者多し余は一人の知人に邂逅したることありしが彼の語る所に據れば日本の總理大臣は年俸一萬圓内外に過ぎざるが、彼等の收入は二萬兩即ち我が三萬圓を下ること稀なりと云へり又支那財政の狀況を記錄したる光緒會計錄に據りて見るに我明治二十六年度に於ける銀の收入は八千二百十一萬八兩にして其約五分即ち四百萬兩は賣官收入なるを明記せり、歳入の五分と云へば我國にては關税收入が占むる所の割合なり、

英國の倉庫制度

一般に倉庫と稱すれば一私人又は一箇の商社が商品を收藏する建物をも意味すれども爰に述べんとする所は此種の倉庫に非ずして公共倉庫の謂なり即ち外國より輸入したる貨物にして關税を課せらるべきものを一時倉入し販途の確定したる上にて所定の倉敷料及關税を仕拂て之を出庫するの組織にして若し此貨物の在庫中外國に販路を得て再輸出するときは單に倉敷料を支拂ふのみにて目的地に搬送するを得べし此の如き仕組なるが故に資金運轉上商人が公共倉庫の便益に浴すること少からざるを知るに足る

公共倉庫を建設するには特に當局官廳の許可を得ざるべからず許可の要件は第一、倉庫を設立せんとする地方の事情が倉庫の存在を必要とする狀況あると第二、設立者は少くも一千磅以上の保證金を官に供托すると第三、既に許可せられたる上は倉庫の業務は凡て當該官吏の監督を受くべきと第四、貨物の入庫出庫を爲す時は其都度監督官吏の立會を求むると等なりとす

公共倉庫の便益は一にして足らざれども最も著しきものは金利の節約なりとす若し輸入貨物は荷揚と同時に關税を仕拂つて引取らざるべからざるものとせば巨額の資金は或期間内徒らに埋沒せられ利子を消費するを以て其影響は直に貨物の價格の上に及ぶべし

有税貨物を外國より輸入したるときは入庫屆書を税關に提出し其許可を得て船揚を爲すなり其荷揚は荷主自ら之を爲すに非ずして荷主代理として船渠會社が一切の手續を爲し販賣上の準備即ち貨物の種類品質數量量目を檢し各品の見本を取る等其他萬端の必要手段を施し以て其貨物が入庫中なるに拘らず恰も荷主の手元に在ると同一の便宜を有せしむ

有税品の輸入に付き注意すべきは荷造方其他に關する法令上の制限之れなり例へば煙草は特に指定せられたる港津を限りて輸入するを許され一函の量目八十封度以上を有するものゝみ通過するが如し

既に貨物の販路定まりたるときは荷主は税關の現金收入部に至り内地消費屆を差出し之と共に課せられたる税額を拂込めば之に對して入庫狀に税金仕拂濟の證明を附して倉庫出張の官吏に送附せらる出張官吏は倉庫の明細書と税關の明細書と符合したるを認め出庫許可を與ふるなり

茶、珈琲、乾菓等に對する税金は荷揚當時の斤目に據て課せられ煙草は出庫の際再び斤量を度り乾燥による斤目減少の程度が一定の制限を超ゑざる限り新量を標準として税額を定めらる

入庫中の貨物を再輸出せんとせば荷主は税關に對して適法に輸出を爲すべきことを誓ひたる保證書を差出さゞるべからず該保證書は名義上税關官吏の作成すべきものなれども便宜上荷主より調製して檢閲を乞ふの慣例なり、再輸出に係る貨物に對しては毫も關税を徵せらるゝことなし

貿易概況

四十年第參期（自七月至九月）（仁川日本人商業會議所調）

▲總況　本季間に於ける外國貿易額は左の如し

輸入	輸出	計
四、五〇八、三五六圓	七八三、〇五一圓	五、二九一、四〇六圓

差引輸入超過額　三、七二五、三〇五圓

前記輸出入國別及び前年同季との對照如左

輸入國別	四十年第三季	前年同季
日本より	一、九八六、一九一圓	二、〇三三、八五四圓
英國より	一、〇九一、七九一	三九五
米國より	七三七、九三五	六六四、七九二
支那より	六一三、六六八	八六六、七一〇
獨逸より	三六、六二〇	—
佛國より	七、四九六	—
露國より	二、九九九	—
諸威より	二、三二九	—
其他より	七、〇〇二	—
計	四、五〇八、三五六	三、五八一、三〇六

韓國產貨物輸出

輸出國別	四十年第三季	前年同季
日本へ	四三三、六七七	一二九、六一八
支那へ	二九三、二一三	一一二、三三六
計	七二六、八九〇	二四一、九五四

外國產貨物再輸出

輸出國別	四十年第三季	前年同季
日本へ	四四七、八七五	五三、四二一
露國へ	—	一三五、〇九九
支那へ	三三五、一七六	七五、六〇〇
計	七八三、〇五一	二六四、一二〇

金銀及貨幣輸出入

輸入國別	四十年第三季	前年同季
日本より	四六七、四一〇	四四、四四九
支那より	五、一四〇	八〇七、一三二
計	四七二、五五〇	八五一、五八一

輸出國別	四十年第三季	前年同季
日本へ	一、〇三〇、一二一	八二〇、一〇〇
支那へ	一六二、一八八	一〇三、三二〇
計	一、一九二、三〇九	九二三、四二〇

差引輸出超過　七一九、七五九圓

前記の對照に依るときは當季の貿易は前年同季に比し貨物の輸出入總額に於て一百二十一萬五千餘圓、金銀地及貨幣の輸出入總額に於て二十七萬八千八百餘圓を增加せり尚ほ其國別に就て增加の數量を擧ぐれば外國產貨物の輸入に於て日本は三萬七千六百餘圓英國は一百〇九万一千三百餘圓米國は七萬三千一百餘圓獨逸三萬六千六百餘圓佛國七千四百餘圓露國二千九百五十餘圓諸威二千三百餘圓其他七千三百餘圓にして支那は却て二十五萬三千餘圓を減少せり韓國產貨物の輸出に於ては日本は三十萬四千餘圓支那は十八萬〇八百餘圓を增加し外國產貨物の再輸出に於て日本は三十九萬五千四百餘圓支那は二十五萬九千五百餘圓を增加し露國は十三萬五千餘圓を減少せり金銀地及貨幣の輸出に於ては日本は二十一萬九千餘圓支那は五萬八千九百餘圓輸入に於ては日本は四十二萬二千餘圓支那に於ては二十七萬八千八百餘圓を增加せり

小說 紘のみだれ（二十八）

永井櫻園

兩個は軈て烏彦の前に出たが、見ればモウ戸を締て了つて居る。

「どうして斯う早く終つたんだらう、折角樂むで歸つたもの、ちや爲方が無いから更科へでも入らうぢやないか。」

と、男が云へば、女は

「私は奈何でも可いんですよ、モウ今晩は此舍しなさいな。」

「だけれども、あんまり寒いから暖まつて別れやうと思つて、附合つても可だらう。」

「可い所おやありません、結構ですわ。」

「それぢや、少し損だけれど些と彼戻をして行かう。」



と、又歩み出したが、以前のカムロットを冠つた男は、まだ影の如く見ゑつ隱れつ、兩個の後を追ふて居る。

「一体、今晩何處かへ連れて行くと云つたのは何をする人だい。」

と、男が問ひ出した。

「何でも詳しくは知りませんけれど、吉田組とか云ふ請負師なんです。」

「請負師、へゑ、然うか……大變なもんだね、しかし、請負師なんて云ふものは太ッ腹なもんで、最負にすると云ふや御隨分身を入れて最負にするもんだから、私のやうな吹けば飛ぶやうな繪家なんかに義理を立てないで、那樣人に最負になるのが當世だと云ふもんだ、淸ちやん其人を見てや……。」

「は、能くは見ませんが些と見ました。」

「甚麼男だい。」

「然うですね、年は三十一二で、背の小高い髮を五分刈にした、色の淺黑い、目の[illegible]い人ですよ……身裝ですか、身裝はトンビを着て居ましたから能くは見ませんけれど指に平打の金指環を三つも箝て白縮緬の帶に重いやうな金鎖をブラ下げて居ました。」

「然うだらうね、あゝ云ふ稼業の人は金子に不自由は無いから……宅は何處なんだらう。」

「宅は赤阪でお師匠家の近所なんでせう。」

「赤阪、然うすると今晩赤阪から[illegible]まで出掛けて往つたんだね、ね、なかなかの熱心家だ、すると無論琴平へも來たんだらう。」

「はあ、大抵毎晩來てたんださうです。……いゝゑ當人とはまだ口も利きませんけれど、お師匠から聞きましたの……。」

「それにこれまで能く何處へも連れて行くと言はなかつたね。」

「大方私は附りで、お師匠樣が御最負なんですから、それで言はなかつたんでせう。」

「では、今晩の淸ちやんを見て、堪らなくなつたんだらう。」

「なぜ。」

「なぜッて、今晩の淸ちやんの高島田を見れば、甚麼男だつて惱殺されずにや居らんさ、全で錦繪に描たほど美しかつた。」

「あら、那麼事仰やつてよ、ですけれど、若も美しく見ゑたら皆な貴方のお庇なんですよ、お師匠を始め皆なが寄て集つて賞めて呉れましたの、此麼贅澤な上下なんか始めてだつて、私今晩のやうに氣地宜く踊つた事ありませんわ。」

「眞箇今晩は旨かつた、私も今夜のやうに面白かつた事は始てだ。」

と云ふ中、琴平町の更科の前に出たので、兩個は其まゝ中に入つて二階に上つた。例のカムロットも中に入つて二階には上らないで下に陣取つた。兩個は無論山田と淸之助であるが、例カムロットは何者であらう

京城新報

日韓警察の合一は違法に非ざるや

（統監府告示第百四十號を論ず）

明治四十年十一月一日統監府は告示第百四十號を以て在韓國帝國臣民に對する警察事務の執行に關し統監府及韓國政府は左の取極を爲したる旨を告示せり

取極書

統監府及韓國政府は日本政府が明治四十年七月廿四日締結日韓協約第五條に依り任命せられたる韓國警察官をして當該日本官憲の指揮監督を受け在韓國日本臣民に對する警察事務を執行せしむることを約す

明治四十年十月廿九日　統監　公爵　伊藤博文
隆煕元年十月廿九日　内閣總理大臣　李完用

所謂取極書なるものは日韓兩國政府の約束書なるが故に取極書其物は直接には在留日本臣民に對して拘束力を有せざれども一度び統監府の公文となりて告示せられたる以上は在留日本臣民は之れに依りて檢束せられざるべからず吾人は詳かに此告示の適法不適法を考察するの必要を感ずるなり

治外法權を有する居留日本臣民が日本帝國の國法に因り權利を有し義務を負ふべきは論を俟たず警察に關しても勿論なりされば從來居留日本臣民の警察に關する事項が日本帝國の國法に遵び國法に定むる所の機關に依つて處理せられたることは人の皆知るところにして素より其然る所なり

試みに警察事務に關係ある手近き二三の法律に就て臣民の警察に關する事項が必ず特定の機關と手續とに待たざるべからざるを明かにせん

日本臣民は法律に依るにあらずして逮捕監禁審問處罰を受くることなしとは帝國憲法第二十三條の明定する所なり而して刑事訴訟法に於て犯人の捜査逮捕等に就き規定する所を案ずるに同法第四十六條は檢事に犯人の捜査權あることを明かにし第四十七條は警視總監及地方長官が其管轄地内に於て犯罪を捜査するに付き地方裁判所檢事と同一の權を有する旨を規定し同條第二項に於ては警視、警部長、警部、警部補、憲兵將校下士、島司、郡長、林務官、市町村長に檢事の補佐として其指揮を受け司法警察官として犯罪を捜査すべきを命じたり

逮捕は現行犯罪を除くの外豫審判事又は受托判事の令狀に依るべきは刑事訴訟法第六十九條乃至第七十五條の明かに定むる所なるが令狀の送達執行に關しては同法第七十六條に召喚狀は執達吏をして被告人に送達せしめ拘引狀及拘留狀は巡査憲兵卒をして之れを執行せしむべきことゝなれり特に現行犯に就て司法警察官巡査憲兵卒に令狀を持たずして犯罪人を逮捕するの權限を與へたるは令狀を發するの暇なきが故なり尚ほ特種の現行犯罪に關しては何人も犯人を逮捕するを得としたるは之れを相當官署に告ぐるの暇なきが爲めにして何れも社會公共の安寧上特に設けたる例外規定なるのみ審問處罰に就ても國家が特別の機關と手續とを嚴定したることは今更ら法の明文を引用する迄もなく人のよく知る所にして刑事訴訟法刑法其他の刑罰法警察法規等之れに關する規定に乏しからず

更らに憲法第二十五條を按ずるに日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及捜索せらるゝことなきを保障す而して刑事訴訟法第七十八條の規定は次の如し

第七十八條　令狀執行の命を受けたる巡査憲兵卒は被告人其家宅若くは他人の家宅に潜匿したりと思料したるときは其地の市町村長又其差支あるときは隣佑二名以上の立會を求め之れを捜索すべし（後略）

此一ヶ條を見ても人の家宅に侵入捜索せんとするには必ず法定の機關と手續とに待たざるべからざるを知るべし臣民の保護盡せりと云ふべし

以上は警察に關係ある國法所定の手近き二三を擧げたるのみ今之れを悉くすの目的にあらず

日本臣民の警察事項に關する事務が日本國法に遵び國法定むる所の機關に依りて執行せらるべきは以上の略說を以ても明瞭にして何人と雖も疑を容るゝの餘地あるべからず治外法權を有する居留臣民に就ても亦然り是に於てか吾人は吾統監府告示第百四十號の違法にあらざるなきやを疑はざるを得ず告示せられたる取極書は韓國警察官をして在韓國日本臣民に對する警察事務を執行せしむることを約せり韓國警察官は韓國の行政機關にして日本帝國の行政機關にはあらず外國の行政機關をして治外法權を有する在留日本臣民に對する警察事務を執行せしむるは根本的違法にあらざるなきや吾人は茲に少くも二個の誤れる點ありと思惟す外國の行政機關をして日本帝國の法規を運用執行せしむるは其一なり之れを國權の放擲と云ふこと能はざるか治外法權を有する日本臣民に對する警察事務を外國の行政機關をして執行せしむるは其二なり之れを民權の蹂躙と云ふ能はざるか此の如きは啻に刑事訴訟法、警察法規其他種々の法規に違反するのみならず引て憲法第二十三條同法第二十五條等をも破壊するものと謂はざるを得ず論者或は『日韓協約第五條に依り任命せられたる』韓國警察官なるが故に同協約に依らざる韓國警察官とは異なりと云ふものあるべし然れども此の如きは只任命の手續に多少の差異あるのみ日韓協約第五條には

韓國政府は統監の推薦する日本人を韓國官吏に任命すること

とあり統監の推薦したる日本人も一度び韓國警察官となれば韓國の行政機關たるに於て寸毫の差異あるべき筈なし此點に關しては統監の推薦したると否らざると日本人なると韓國人なるとは何等の關係あることなし韓國警察官は依然として韓國の警察官なるなり論者又或は『當該日本官憲の指揮監督を受け』の文字あるが爲め違法にあらずと辯するものあるべしさりながら日本官憲の指揮監督を受けたりとて韓國警察官が日本警察官と變ずるにあらず依然として韓國警察官なり明治四十年七月廿四日日韓協約第一條に於て『韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受くること』と約したる韓國政府が依然として韓國政府にして日本の政府にあらざるが如し

之を要するに今より後吾等在留日本臣民は警察事務に關して韓國警察官執行の下に服せざるべからず吾等は明かに治外法權の圏外に放擲せられたり吾憲法の保障は破られたり然れども吾人は統監府一片の告示に依りて法律の規定を變更し得べき力ありとの法理を知らず又吾人は廣く法律に代はるべき告示を發するの權限を統監に與へられたることを耳にせず惑はざらんと欲するも能はざるなり

吾人は深き法律の素養あるものにあらずされど統監府告示第百四十號所謂日韓警察合一に對しては切に其違法なるを信ずることは以上略說する所の如し思ふに統監府多士濟々法律の研究に深き人少なからず此告示に就ても必ず確信の存すべきを疑はず吾人は切に當局者の親切なる說明を聞かんことを望む

東京電報

▲韓太子名古屋着

韓國皇太子には十三日午後一時三十六分名古屋に着御せられたり

▲太子靜岡に向はる

同太子には十四日午前八時靜岡に向け名古屋を出發せられたり

▲大統領候補辭退

米國大統領は第三回の大統領候補者たることを辭退するの宣言書を發表せり

▲滿鐵の配當額

南滿鐵道會社は株主總會を開き年六分の配當案を可決せり（以上十四日發）

▲答禮大使の改稱

韓國答禮大使を自今特派大使と改稱する旨接伴官より發表したり

▲特派太使の動靜

韓國特派大使は本日午後西園寺首相、田中宮相其他を訪問したる後上野博物館を觀覽せり（以上十三日午後發）

雜報

放火殺人罪の主謀者目下日本に在り

一昨三十八年十一月十七日の夜今の總理大臣李完用氏の邸宅に放火し又本年の初めに於て參政朴齊純及び農商工部大臣權重顯を暗殺せんと企て其後帝室審査局長朴鏞和を暗殺したる犯人は何れも系統を有する一味の黨にして此犯罪の主謀者は目下日本に在りと傳へらる

韓國來年度豫算

韓國來年度の歲入出豫算は一昨十三日付を以て裁可せられたり歲入出總額は左の如し

歲入　二千二十八萬六千七百三十二圓
歲出　二千二十九萬六千七十三圓

宮內府祭典分掌規定

宮內府祭典は從來秘書官掌に於て掌り來りしが這回左の如く分掌さるゝことに一昨十三日附を以て裁可せられたり

一、祭享、傳香、祝文及代押は掌典官に於て掌る事
一、奉審、適奸及監祭は前項の掌典官之を掌る事
一、殊官監に屬せし祭事と典祀補、閣臣監に屬せし祭事は奎章閣、典祀官、記注官之を掌る事

歸順者免罪詔勅

歸順者に對する免罪詔勅一昨十三日を以て下されたるが其詔文左の如し

嗚呼地方の騷擾未だ寧安ならず是れ豈我赤子の偏に好亂樂禍の心ならんや鋒鏑の患に罹る或は過愚迷謬の結果に外ならず是れ其心は即ち曾ぞ必誅の罪ならんや其所以たるや素と教育の不足なるにあり故に重して視るに忍びず況んや天寒く歲暮れ其父母は閭に倚りて泣かざれば飢に啼くをや滿目愍然淚下る依て今は前非を悔ひ速に歸順する者は前罪を問はず地方官憲は之を撫視して其の罪を免じ安堵樂業を樂しましめよ爾諸臣有司克く朕の好む心を體し布諭施行せしめよ

太子少師大勳位內閣總理大臣　李完用
勳一等內部大臣　任善準
同　法部大臣　趙重應

滿洲艦上より御通話

韓皇室と韓太子

韓皇太子御渡日については韓宮廷內には種々の悲劇を現せられ殊に太皇帝には問安使を日本に差遣せられて韓太子の御動靜を內偵せしめられ嚴妃又巨金を投せられ巫女をして祈禱を徴せらるゝなどの風說あるが韓太子御渡航中の御模樣を承るに韓太子には御氣嫌極めて麗はしく玄海灘御渡海中の如きは態々上甲板に登らせられ逆捲く怒濤を眺めさせられて面白きものよなど打興せられ一日二三回宛は必ず御召艦滿洲より無線電信にて韓宮へ御通話あらせられ御双方共極めて御滿足の御模樣なりしといふ

安洞別宮の修繕

安洞別宮は凡そ三万圓の見積額にて修繕さるゝこととなり一兩日中に工事に着手する由

●京城民團議會

京城民團議會は前報の如く一昨日開會の筈なりしも延引となり明十六日午後七時より民團役所樓上に開會することゝなりたり其討議案は左の如し

一、漢城病院職員俸給規程、職員往診手當及び社宅料給與規程
二、道路修繕工事中止に關する報告
三、漢城病院長能勢賤太招聘契約案

協議案

一、小學校南山分教場を南大門に移轉し其跡に漢城病院室を建築する件
二、高等女學校設置に關する件

●仁川教育會

豫定の通り昨日午後三時より仁川民役所樓上に於て教育衛生會を開きたり

●大韓協會例會

大韓協會は昨日午後一時より西大門內官人俱樂部に於て例會を開き會長張博氏以下役員一同出席し會務に就き議するところありたり

仁川港揚陸監視人に就て

仁川に輸入さるゝ貨物揚陸の折荷物の紛失及び毀損するもの多く此れが取締に關して船會社に於ても持て餘し居る有樣なるが仁川各荷主は今回自費を以て監視人を置かんことを會議所を通じて船會社に交渉したるが船會社に於ては右に對して何等の異議なき旨を回答したりと然れども船會社が右監視人の仕事についていふ處によれば元來揚陸の事たる船舶の出入に伴ふて時間的の急速事務にして一時間をも猶豫すべからざる事多し然るに監視人が徒らに揚陸に容喙して直接仕事人夫を監督するが如きは到底出來得べき事にあらざるに又若も人夫等に不都合の所爲ありたる時は之れを船會社に傳へ船會社より人夫の監督をなすを順序とするものなれば結局監視人は有名無實に終るならんといふにあり

●岡部理事官

新義州理事官岡部三郎氏は目下上京病氣療養中なるが二三ヶ月間靜養すれば全快すべしとの醫師の意見なる由

●花房義質子より謝狀

仁川民團より曩きに皇太子殿下御渡韓の砌り供奉員として來仁せる花房義質氏に寫眞ブックを贈呈したるが昨日同氏より右に對する懇篤なる謝狀を民長に送附し來れり

●高木正雄氏

元漢城新報主筆にして同紙廢刊後度支部に入り財務週報の主任となりたる高木正雄氏は今回印刷局事務官に榮轉したり因に高木氏の後任は中村氏なる由

●玄暎運

玄暎運は今回開進教育會の副會長に撰擧せられたる由なり

●宮殿伺候者

一昨日の宮殿參內者は昌德宮に於て總計八十二名內婦人十七名にして其重なるものは李軍相閔宮內大臣署理、德壽宮は趙承宰府總管を初め總計七十一名にして內婦人三十一名なりし

仁川民團所有土地

仁川居留民團所有土地の內賣却し得べきものの左の如し

日本居留地　仁川俱樂部敷地一〇一坪六四
　此代金六千九十八圓四十錢（坪六十圓）
同　前灘埋築地二千八百七十七坪二七五
　此代金二十三万〇百八十一圓（坪八十圓）
同　學校下開墾地　二千七百十八坪六二一
　此代金五万四千三百七十二圓（坪二十圓）
租界地　外海岸墓地跡開墾地二千四百二十四坪五九
　此代金十六万九千七百廿一圓（坪七十圓）
同上　竹園下海岸埋築地千〇四十七坪二〇
　此代金四萬千八百四十八圓（坪四十圓）
同上　共同墓地跡開墾地六百七十五坪八九
　此代金一万〇百卅八圓卅五錢（坪二十圓）
外相觀　畑地六千三百〇四坪三八〇
　此代金六千三百〇四圓三十八錢（坪一圓）
租界地外　日本公園地六千八百九十七坪三〇二
　此代金六萬八千九百七十三圓（坪十圓）
典洞　舊鐵道建設部用地二萬七千四百十四坪
　此代金八萬二千二百四十二圓（坪三圓）
合計　五萬四百八十九坪八九七
　此代金六十六萬九千八百七十九圓十三錢

右は當然賣却し得べきものを列記したるに過ぎず此他幼稚園小學校民團役所避病院及仁川病院用地五千五百五十二坪五合九勺五才を所有せり

●名刺交換會

來る一月一日日本人俱樂部に於て名刺交換會を開くことは既に記せし如くなるが同會の時刻は午後一時會費は五十錢にして加入者は二十二日迄に民役所に申込まるべし

陳老植等の逮捕

兵器購入のため渡淸せし者

去る十三日黃海道海州在勤島田警視の電報によればクラス峴に於て逮捕せる暴徒は平山郡の暴徒首魁たる陳老實の從弟陳老植、參謀祭仲天、祭昇伯なるものにして金二千圓及び金塊砂金約百匁を携へ銃器購入の目的を以て愛津郡赤染浦より支那船に乘り淸國に赴かんとせるものなり又龍頭浦に於て逮捕せる暴徒は海州郡西部の首魁金進士なるものにして金三百圓を携へ火藥購入のため仁川に赴く途中滊船に乘込まんとせし者にして暴徒は兵器を調へたる後大ひに暴動を計らんとせる趣なれば彼等の逮捕は匪徒のため一大打擊なりといふ

暴徒千餘揚口郡に集る

本月十三日江原道春川在勤吉永警視の電報によれば揚口郡カゴ里附近に暴徒一千餘集團せるの情報に接し當守備隊は十四日午前討伐の爲め出發せるを以て警察隊もこれに附隨せしめたり

暴徒銀坡に起る

去る十三日平安南道平壤警務署詰向田警視の報によれば銀坡に暴徒蜂起し韓人家屋一を燒棄したるを以て巡査を出張せしめたり

水原の秩序紊亂

水原南部の地方は近來暴徒の横行するもの甚だしく民心恟々として寧日なく秩序全く紊亂せるを以て當地守備隊は先程來地方に出張して暴徒の威壓に努めつゝあれば遠からず秩序の恢復を見るに至るべし

●各港裁判罪囚の特赦

今回の特赦令に依り特赦されたる中京城及び仁川の分は既に記せしが京畿道及び沃溝、昌原、義州、釜山等の裁判所管內に於て特赦されたる數は二百四十名にして此內最多數を占め居るは竊盜及び鬪毆殺罪等なるが又々昨日の官報にて發表されたるは慶尙南道裁判所五十三名、同北道裁判所三十四名、江原道裁判所二十名、平安南道裁判所百二十名、元山港裁判所十三名、龍川港裁判所八名合計二百四十八名にして此內竊盜罪七十五名即ち半數を超へ居れりとは又た危險なる特赦にはあらずや

●西友學校

西友會所屬の西友學校は設立後日尚淺きも追々盛大に赴きつゝありと云ふ因に同學校關係者は何れも文明教育の何物たるを解し特に鄭雲復氏の如きは曾て英國に留學したる人なりと云ふ

●兒玉伯の寄附

統監府書記官兒玉秀雄伯は曩て四ヶ所に於て當籤したる十八金側時計及びダイヤモンド入ピンを漢城病院基本金の中へ寄附されたるが民團役所にては金時計を八十五圓にピンを二十五圓に賣却し之を同院基本金として第一銀行支店へ預入れたりといふ

●コールブラン氏の寄附

朝鮮水電會社工事請負者エーチー、コールブラン氏より金一千圓居留地道路修繕費へ寄附申込みの所一昨日民團役所へ現金送附し來りしを以て民團歲入として之を繰込むことゝせり

●代書屋へ訓示

昨日午後三時仁川代書業者一同を召集し事務取扱上につき横山助役より說明訓示する所ありたり

京城木炭輸入概況

（京城日本人商業會議所調査）

▲木炭需用概況　年中日韓人共に必需の品にして毎年十月より翌年四月迄は最も需用期の第一を占む

▲輸入の増加　從來邦人の渡韓僅少なるを以て韓國產の木炭のみを使用し來りしも此四五年以前よりは邦人の增加するに從ひ韓炭のみにては欠乏を來し毎年二萬乃至三萬五千俵の輸入ありしも本年は地方暴徒のため韓炭に不足を生じ爲めに本年の如きは十一月迄に既に三萬俵以上の輸入あり供給地は重に對州、日向、長洲を第一とす

▲需用品の種類（カタ炭俗に半白と稱す）用達諸官衙及居留民一般に使用し居れり

▲俵裝　原料萱を以て內地米俵の如く製し目方一俵に付八貫目（一貫目價目下十三錢內外）

▲タドン　目下當地に該品使用し居るもの多少見受くるも用達として記する程のものなし

◎京城柑橘輸入概況

（京城日本人商業會議所調査）

▲柑橘の需用　當地に於ける柑橘需用は毎年十月より明年四月迄を第一とし一ヶ月約三萬箱を要し年々需用の數を増加せり需用の點に付ては日本人側二分五厘韓人側七分五厘の割合なり

▲同上嗜好品種　（クネンボ、紀州蜜柑と稱するもの最も多し）

▲需用及供給　同上需用に對する供給の方法は產地たる紀州、大阪、天滿、泉州の各商人より當地の同業者に契約をなし現物を輸入し然る後邦人商人の手より韓人側に十箱二十箱と云ふ有樣にて販賣なしつゝあり目下上等（八十ヶ入）一箱五十錢下等（三〇ヶ入）一箱四十錢の割合なり故に年々韓人の嗜好增加し將來有望の見込なり



社會百面相(一)

▲伊藤公▼

すゐ生

禿頭糖顔の老爺、齢既に古稀に垂んとして精力未だ衰へず、元氣尙天を衝かんとするの慨あるは、壯者も眞に及ばざる所とす頭禿げても浮氣はやまぬ、浮氣すりやとて身が持てると、五色に咲くなる解語の花を、手當り次第に折り散らすぞ父ッつァん飽迄元氣なれ……太子の御手を靜にた取り申上げ、オットた危ふ御座りますと老の身の心を勞するも、役目とあれば致し方なき譯尙は勿体なくも皇族てふ無上の榮譽を辱る身の、どうして大事に〳〵に御輔導申上げねばならぬ筈、寒々脆弱の大節とやらの盡し所は即ち愛ぞと、孫より可愛ゆき情愛もて、有丈の心使ひに益々老の至るをも忘るゝは是れ公の決心なるべし、然るに喞々何等の怪事ぞ阡終に何等の怪事ぞ太子のた守りは及ばずながら確に拙者に於て御引受けれ身の上に就ては露程も愛慮掛念を要するの無用なるは言ふ迄もなく宛かも泰山の安きに居られん事を誓ひしに、近頃聞けば嚴妃一味の雜輩とやら、嚴妃の旨を啣みて訴かしくも密使として我が帝都に入京せしとの事、吁々度し難き固陋の徒サテハ一杯ハメられしよなど、閻十郎の型を其儘に、ギリ〳〵と齒ぎしり嚙みて無念の淚に搔き靠れしや否やは知らざれど、兎も角今回の密使事件が公にとつて殊に不快の感に堪へざるは敢て言ふ迄もなき所なり、さは云へ萬事現金主義の公、前金といふ型にて華族なる無上の名譽を獲得せし後の今日なれば、儘よ三度笠横手に冠り、破れかづれの世の中ど迄は樂天的に至らざらんも、案ずるより御當人一向平氣かは知らず、長い浮世に短かい命馬鹿して暮らすも一得と、滄浪の水に顏の皺を伸べ、磯の松風聞きながら、月雪花の飽かぬ眺めに、三味線枕の馱々羅遊び、坐ろ氣分も上の空なるやも計り知られざらんも、果して斯くあらんには是ぞ曲もなき事、明日をも知らぬ其の身は夫れにて氣遣ひなからんも、斯くては太子輔導の大事な役目を如何かせん、修身の眞理は鄒々逸ヲッパ節の中に發見すべけんも、幵は今世に於ては變則なる教育、依然として文部省の教科書に依らざるべからざるは公の熟知する所なるべし而り公や愛の眞理を寫と嚙み分け、夢々浮きし心の、折花攀柳の間に思ひ至らざらんことを望まざるを得ず。思ふに春陽三月鳥歌ひ花笑ふの交は之れ公の歸任期なり、而して公が死花咲かすも亦是れよりなり、右手に太子を擁し左手に韓國の安危を支ゆ切々黨々自己の職責に努力する、是れ公が最後の歷史なり、若し夫れ秀吉が、信長の嫡君を擁し、嚴然として群雄を一喝せし成田屋の活歷を拍手せしむるものあらば吾人の本懷之に過ぐるものあらざるなり

熱田 羽城千軒

(社會主義者の理想郷)

木立年古り燈籠神さびたる熱田神社の傍で名古屋より熱田通の馬車を乘來て昔の東海道をたどり姥橋の青銅の擬寶珠の色に封建時代の俤を偲びつゝ堀川を越せば羽城と云ふ所へ出る、此所は熱田町下傳馬の一部ではあるけれども昔から羽城千軒と稱して獨立部落をなして居る漁師町で今尙物質主義の當世に蹴落されもせずに一種の社會主義を續行して居るとは頗る珍だ

▲羽城の歷史　慶長年間加藤淸正が名古屋城を建築する時熱田湊より丸の內迄掘割を開鑿して石材木材の運搬を便にした是が今の堀川である、さて築城の結果餘程石材が餘つた、何れも何々何之守と銘をきつた大小名より贈つた石材で、なか〳〵大きい石が多かつた、そこで止を得ず堀川の海近き所を此餘石で築地にして城の餘石で埋立てたと云ふ所より此所に端城と云ふ名稱をつけ附近の漁師を移住させた、これが端城の出來た歷史である

無情強慾(五)

温柔なる久米八もクモが餘りの言ひ分に憤懣して斯くまで綷を分けて申し上げても是非連れて歸るとあれば仕方もないのですが犬の子や猫の子を返すやうな譯には行きませぬ大六さんといふ媒酌人もあることなれば其の立會も請ふた上で立派に離緣も致しませうが夫れ迄はお渡しすることは出來ませぬと言ひ放てばクモはせゝら嗤ひして其の樣に未練の殘る好いた仲を姿とて無理に引き分けやうといふのではないが此の姬には二百七十圓といふ大金の貸があるのですよ夫れをお前さんが拂ふて吳れるといふことなら又何とか相談も出來やうが其のお金が出來ぬとなれば此のせち辛い世の中に私も二百七十圓といふ大枚のお金を水に流すといふ譯にも行かぬからミヨに身賣をさしてなりとも拂はせるつもりですよ夫れともお前さんが拂つて吳れるか但しはミヨを連れて歸うか二ッに一ッの返答が聞きたいのですよと除引ならぬ理詰の談判を傍に聞き居るミヨは聞きかね夫れは伯母さま御胴慾です恩借のお金を今といふ今お拂ひすることは出來ませぬけれど何とかしてお拂ひする積りです其のお金が今出來ぬといふて夫婦分れをせよとは餘りお慈悲がないではありませぬか宿とも相談して見ますほどに今日は是り限り何事も言ふて下さんすな明日ともいはず私がお宅に伺ひまして御詫び申し上げ又貴方のお氣の濟むやうに致しませうと疊に頭をすりつけて泪と共に詫び入れど血も淚もなきクモには些ほどの感動もないと見ねて冷かに笑みを催し斯う見た所で賢さんは男振もよしお前の目には昔の業平か丹次郎のやうに見へるであらうが僅か二百か三百かのお金がオイ夫れと工面の出來ぬやうでは連れ添ふて居つた所が末の見込のあるでもなし夫れにお前は氣がつかぬかと徹るが如くたしなめぬ

●毛布から足がつく　去る頃南大門通米倉町の飲食店松原マサより毛布一枚と肩掛一枚とが紛失せし旨屆出たる所頃日其の毛布に能く似たる品を大洞に棲む岩崎某といふが所持し居るといふこと其の筋の耳に入り取調べられし所松原方に酌婦として奉公し居りし蓮池イト(二十)といふ者より借り受け居れるものにて其のイトは目下本町八丁目の開明亭に酌婦に住み替ゐ居るとのことに早速イトを呼出して訊問するに毛布は盜み取つたる其の日自分の部屋に隱し置きたる所岩崎某が來りて此の品は誰の所有物かと尋ねし故自分の物なりと答ゐ其の夜同人は宿泊して翌朝歸る時に朝風が寒いから貸せよといつて持ち歸りたるまゝになり居り外に肩掛一枚を盜み取りたることあり其の分は明治町二丁目の魚商若松といふ人に金三圓にて賣りたりと白狀に及び直ちに檢事局廻しとなりしといふ

●大里氏の迷惑　去る十日の本紙に記したる郵便局長の泥棒と題して記載せし元統監府通信管理局通信屬大里榮氏に關しては當警察署に於て取調中なりしが其際同氏は只だ醉中にありて竊盜などしたる形跡なく遂に不起訴となり去る十二日放免せられ晴天白日の身となりたり氏は東京郵便電信學校卒業生にして平素謹直なりし人にて斯る嫌疑を受けたるは同氏に取り迷惑の至りにて氣の毒のことなりし

●火山灰とセメント　福岡縣筑紫郡より産出する火山灰は硅酸、酸化鐵、礬土、石灰、等耐伸力に必要なる成分を多量に含有せるを以てセメントに代用すべく實驗上功力良好にして其の價格はセメントの半額に過ぎず近來需要著しく增加したるを以て近々京城に特約店を設置する由

●福引券付大賣出し　本町三丁目雜貨商平田商店にては歲暮大賣出しとして特に大勉强を以て一圓每に福引券を進呈し一本もからくじ無しとの事なり